様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和3年2月15日

評 価 者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園		
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日		
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に		
	対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)		
指定管理者	名称 :社会福祉法人照陽会		
	代表者:理事長 髙橋 照比古		
	住所 :多摩区栗谷2-16-6 電話:044-955-9181		
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線:32422)		

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	他職種の連携、ご家族、各サービス事業所、医療との連携に力を入れ、利用者のニーズを把握しながら、残存機能を活用したケア、心身機能の維持、向上を目指したサービス提供に積極的に取り組んでいる。 サービス向上に向け、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるよう、各セクション会議・委員会会議・部会会議を元に、運営会議で最終検討された内容について職員全体会で周知徹底している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。 収支計画・実績においては、経費削減の取組みをし、結果が表れている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	安心・安全への取組として、緊急対応マニュアルに基づいた迅速な連絡体制を整備。 利用者の尊厳を守り、身体拘束をしないケアの実践に努めている。 法人職員倫理規程の遵守徹底に向けて、職員全体会や朝礼申し送り時に働きかけを行う ことにより意識の統一を徹底している。
4	更なるサービス向上のため に、どういった課題や改善 策があるか。	職員のスキルアップ・更なるサービス向上のために情報共有や研修を徹底している。利用者のニーズを的確に把握、実践しながらサービス向上に取り組む姿勢が見られる。社会的要請にも応えるべく地域のニーズの把握にも努め、関係機関との連携強化を図りながら、地域との交流にも積極的な姿勢がみられる。
5	非公募更新のための条件 を満たしているか (該当施設のみ)	_

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジ メントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、 適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に 57 施設整備(令和 2 年4月 1 日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が 49 施設、公設民営(指定管理施設)が 8 施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・かながわライフサポート事業の活動等は、川崎市内高齢者施設では唯一の参加法人であり、積極的に参加することで各関係機関との連携強化につなげている。その取り組みからより一層地域に開かれた施設として存在できている。 ・平成 27 年 4 月の制度改正により、入居対象が原則要介護 3 以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等で 見直すべき点はないか	職員のレベルアップをすることにより、定着、加算の取得、サービスの質の向上へとつながっている。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、修繕

		等の対応方法の検討が必要である。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内に複数ある指定管理者制度による特別養護老人ホームの運営形態については、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画」に基づき、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していくこととしている。 当該施設についても、令和3年度譲渡民設化を目指し募集を行ってきたが、令和2年2月から5月までの公募に応じる法人がなかった。 その後、本市は現指定管理者と民設化に係る諸条件について、理解が得られるよう調整を継続してきたが、譲渡民設化に向けた了承が得られなかった。 さらに、指定期間の変更(延長)についても現指定管理者に調整を投げ掛けたが、了承が得られなかったことから、条例廃止議案を令和3年度第1回市議会定例会に提出し、当該施設の入居者は他の施設へ利用調整することとした。 しかし、令和3年2月12日に現指定管理者から、指定期間の変更(3年間延長)で施設の運営を希望すると申し入れがあったことから、議案を変更し、指定期間の延長を目指すこととする。 なお、次期指定管理期間中には、譲渡民設化に向けた公募ができるよう調整を進める。

4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。

今回指定期間の3年間延長を行った上で、引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら運営を行う。また、譲渡民設化に向けた公募の実施(指定期間中)に向けて、調整を進める。